

杉並区立沓掛小学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法の制定を受け、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として以下の基本方針を策定する。

《いじめの定義と本校としてのいじめ問題への基本的な考え方》

「いじめ」とは、児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校としては、以下の考え方をもって指導に当たるものとする。

- (1) 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止の取り組みを推進する。
- (2) いじめは、いじめを受けた児童の生命や心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、絶対に許されないということを、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) 「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりえる」という共通認識のもと、全教職員で未然防止、早期発見、早期対応に組織的に取り組む。
- (4) いじめを受けた児童や勇気をもっていじめを伝えた児童を守り通すことが重要であることを認識し、家庭、地域、行政機関その他関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

1. 本校におけるいじめ防止等に関する取り組み

(1) いじめ防止対策委員会

①いじめ防止対策委員会の設置

- ・いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、「いじめ防止等の対策のための組織」として「いじめ防止対策委員会」を置く。

②いじめ防止対策委員会の構成

- ・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、当該学年（必要に応じて関係教職員）、養護教諭、都区スクールカウンセラー

③いじめ防止対策委員会の取り組み内容

- ・いじめ防止等に係る取り組み方針の企画立案
- ・児童の問題行動などに関わる情報共有
- ・いじめ問題への調査・対応方法の協議

(2) いじめの未然防止に関すること

- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・生命尊重や思いやりの心を育む。
- ・心を通じ合うことのできるコミュニケーション能力を育む。
- ・様々な個性や考えをもっている人がいることを理解させ、互いを認め合える人間関係をつくる。
- ・正しい判断力を身に付けさせる。

(3) いじめの早期発見に関すること

- ・児童の些細な変化や、持ち物、掲示物のいたずら等に気を付ける。
- ・個人面談やアンケート等を実施し、情報の収集に努める。
- ・スクールカウンセラーの相談体制を児童や保護者に発信する。
- ・得た情報を校内で共有する。

(4) いじめの対応に関すること

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、関係者の協力のもと、問題の解決に向け、学校として責任をもって対応する。

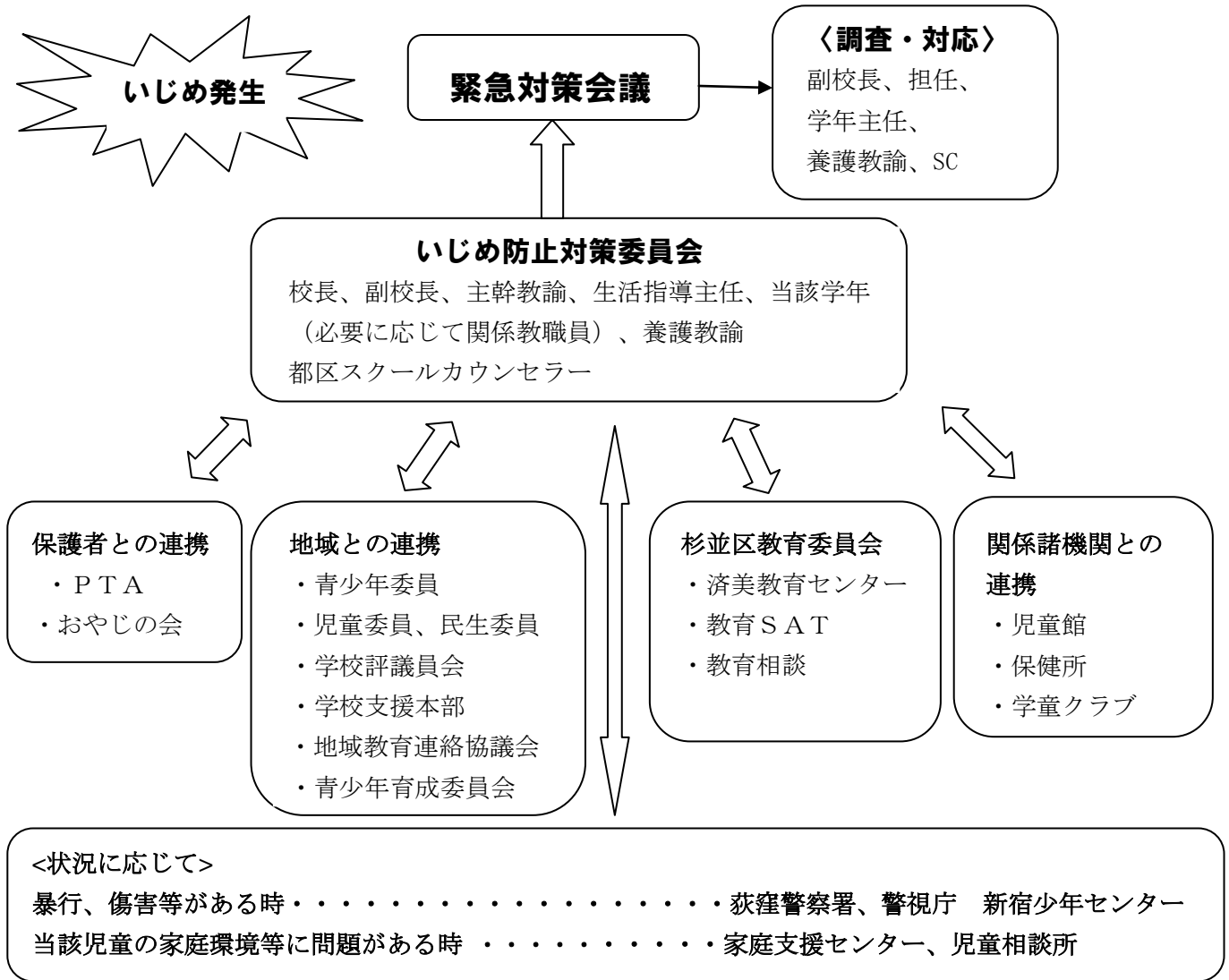
被害児童	○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的なダメージについての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間などに教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。
(保護者)	○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くように努力してもらおう。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらおう。
加害児童	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○スクールカウンセラー、教育相談、児童相談所、警察、教育委員会のSAT等関係諸機関と連携をとる。
(保護者)	○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くように促す。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。
傍観者	○傍観することはいじめに加担するのと同じであることを考えさせ、いじめられた児童・生徒の苦しみを理解させる。 ○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。
(保護者)	○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者にはなってはならないという気持ちを育てるように伝える。

(5) 重大ないじめ事態が発生した場合の対応に関すること

教育委員会と連携して対応するとともに、校内では、「いじめ防止対策委員会」が母体となって対応する。

- ・学校は、重大事態に対し、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、記録を作成する。
- ・校内で情報を共有する。
- ・調査内容をいじめを受けた児童およびその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

2. いじめ対応組織図



3. 教職員のいじめ防止に向けた対応能力の向上を図るための取り組み

- いじめ問題への対応の仕方や体制を確実に理解する。
- 校内での研修や意識啓発を行う。(教員研修プログラムの活用)
- ネット上のいじめの理解や対応の確認をする。